

JAPAN SMALL ANIMAL VETERINARY ASSOCIATION

JSAVA NEWS

No.172 Apr. 2021

一般社団法人 日本小動物獣医師会

〒105-0004 東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階
TEL. (03) 5843-7548 FAX. (03) 5843-7549

<https://www.jsava.org>



—メールアドレス登録のお願い—

様々な情報をお伝えするとともに、会員の皆様からもご意見を頂いて参りたいと思っております。

メールアドレスの登録はホームページの会員ページよりお願いいたします。

切り取ってパソコンにお貼りください



一般社団法人
日本小動物獣医師会

<https://www.jsava.org/>

ユーザーID : Unhs

パスワード : Yjkj2170

獣医師倫理綱領

獣医学および獣医療は、動物の疾病の治療ならびに動物の健康の維持と増進を図ることにより、人の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与するもので、獣医師はその責務の重要性を認識し、自らの専門知識と技能を人のため、社会のために役立てるものである。

1. 獣医師は動物の生命を尊重し、人との関わりを深く自覚することによって、平和な社会の発展とより良い環境の確立に努める。
2. 獣医師は職務上の本分を自覚することによって、人の健康で文化的な生活の維持と福祉の増進に努める。
3. 獣医師は動物福祉の精神の基に、動物の苦痛の緩和と身体的障害の軽減に努める。
4. 獣医師は自らの職務に誇りと責任を自覚し、良識ある社会人としての人格と教養を高めるように心掛ける。
5. 獣医師は常に獣医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
6. 獣医師は適切かつ適正な獣医業に心掛けるとともに、互いに尊敬し、連携と協調の下に公正な獣医療の発展に努める。
7. 獣医師は人と動物の絆を尊重し、誠実さとやさしさをもって獣医療の内容をよく説明し、信頼を得るように努める。
8. 獣医師は獣医学と獣医療を通して、社会の発展に尽くすとともに、法令の遵守および法秩序の形成に努める。

CONTENTS

●会長挨拶	P4
●令和2年度 第6回理事会報告	P5
●令和2年度 委員会活動報告	P22
○総務委員会	P22
○獣医事対策委員会	P22
○学術委員会	P23
○感染症委員会	P23
○災害対策委員会	P23
○動物愛護・社会福祉委員会	P24
○JSAVA ニュース編集担当	P24
●動物の為の漢方薬 4	P25
●コラム	
○獣医療に関する法律ひろば	P28
●会員投稿	P30
●最近の獣医師賠償責任保険の対応報告	P31
●ニュース&インフォメーション	
○新規入会会員	P32
○動物看護師募集病院	P32
●編集後記	P33

会長挨拶

一般社団法人日本小動物獣医師会 会長 上田 嘉之

会員の皆様には日頃より本会活動にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

例年であれば、4月は新年度の始まりで入学式、入社式等があり、我々も気持ちを新たにスタートするところではありますが、昨年の3月にWHOがパンデミックに相当すると宣言した新型コロナウイルス感染症の収束が1年経過しても未だ見えない状況で、ようやく我が国でも医療従事者へのワクチン接種が始まりました。しかし変異株も流行し始めこのウイルスとの戦いはまだ数年必要と言われるなか、今まで当たり前と思われていた行事もままならないことで当事者にとっては大問題なことがいつまで続くのか、ストレスもまた続きます。しかしながら、繰り返しになりますが我々は、自覚をもって感染対策を徹底することが重要であると思っております。

さて、日本小動物獣医師会は2021年の今年、創立50周年を迎えます。50数年前に、とある株式会社が、「犬」を利殖の対象として全国的に展開し挙げ句に獣医師法違反・薬事法違反・詐欺行為を犯し社会問題化したことなどから有志の獣医師により対策協議会が結成され、その発展として1971年（昭和46年）5月に「全日本小動物臨床獣医師協議会」が設立され、全国の小動物開業獣医師による小動物開業獣医師の為の会として歩み、獣医事問題に取り組んできました。

その後、「日本小動物獣医師会（JSAVA）」と名称変更され、2008年（平成20年）には公益法人改革に伴い、「一般社団法人 日本小動物獣医師会」として登記されました。

その間にはワクチンの不正流通問題、フィラリア症予防薬問題等の獣医事諸問題や薬事問題、年次大会・年次学会開催・セミナーその他による学術研鑽事業、学校飼育動物への取り組み、動物看護師認定事業、身体障がい者補助犬に関する事業、災害対策事業、動物福祉事業、そして薬用量マニュアル出版など様々な事業を展開し今日に至っております。

さて今年度は役員改選の年となります。2期目の会長職の任期満了を迎えることができるのも会員の皆様のご理解、ご協力と共に支えていただきました副会長、理事、監事の皆様そして事務局員のお力添えに他なりません。この場をお借りして御礼を申し上げます。

日小獣は、「開業獣医師による開業獣医師の為の会である。」という原点を忘れず会の運営に努めてまいりました。しかしながら会員の皆様にご納得していただける運営を考えると、十分とは言えず反省するばかりです。この反省を今後の会の運営に活かすことが大事と捉え、色々な課題を一つずつ解決しながら50年の歴史を次に引き継いでいくことが重要であると思っております。



令和2年度 第6回理事会報告

令和2年度第6回理事会報告

日時：令和3年3月7日（日）13：00～16：30

開催方法：ZOOM使用によるWEB会議

役員の現在数：16名（理事14名、監事2名）

出席者：上田会長、長崎・林各副会長、佐藤・稲庭・渡邊・加藤・松木・北澤・鈴木・中山・村井・三浦各理事、富山・矢部両監事

委任状提出：佐伯副会長

会長挨拶

本日はお忙しい中、令和2年度第6回理事会に出席いただきましてありがとうございます。関西・福岡では緊急事態宣言が解除されましたが、首都圏では宣言が2週間程度延長されました。そのことも踏まえ皆様の健康と安全を考えましてWEBによる理事会とさせていただきます。

全国の感染者数は減少傾向ではありますが、神戸では新規感染者数の約半数が変異株であると報告されました。今後の状況が心配されるころであります。

しかしながら、繰り返しになりますが私たちは今まで通り自覚をもって感染対策を徹底していくことが重要であると思っております。

本日は、令和2年度最後の理事会となります。後ほど来年度の事業計画・予算について審議していただく事になっております。本年度は、新型コロナウイルス感染症という思いもよらぬことで事業計画通りに委員会活動が進まなかった部分も多々あり理事の皆様にはご苦労をおかけしました。理事の皆様には、組織のため会員の皆様のために色々創意工夫をしていただき心より感謝しております。ありがとうございました。

最後になりますが、1つの区切りとして我々の任期が終わります。このコロナ禍において活動が制限されてしまい理事の皆様には思うようにできなかった事、やり残したこと等々色々な思いがお

ありと思えます。

皆様には、是非来期も理事に出ていただき日小獣を盛り立てていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

報告事項

1. 令和2年度第5回理事会協議事項について
 - ・令和2年度第5回理事会協議及び承認事項の確認
2. 会務報告
 - (1) 会議開催について
 - ・令和2年12月6日（日）
会務運営推進役員会（オンライン）
 - ・令和2年12月6日（日）
第5回理事会（オンライン）
 - ・令和3年2月14日（日）
予算編成会議
 - ・令和3年3月7日（日）
会務運営推進役員会（オンライン）
 - (2) 会員の動き等人事関連事項について
 - ・会員の入退会
団体所属会員の入会：3名、退会：8名
個人会員の入会：1名、退会：1名
 - (3) 委員会等関連事項について
 - 1) 獣医事対策委員会
 - ・令和2年12月20日(日)オンライン会議
 - ・オンライン診療について
 - ・動物病院での調剤行為について
 - ・オンラインセミナーについて
 - 2) 学術委員会（感染症委員会との合同会議）
 - ・令和2年12月18日(金)オンライン会議
オンラインセミナーについて
 - ・令和3年1月13日(水)オンライン会議
オンラインセミナーについて、令和3年度予算について、令和2年度事業報告について
 - ・令和3年1月26日(火)オンライン会議
第1回オンラインセミナー開催報告について、令和3年度事業計画について、

令和2年度事業報告について

- ・令和3年2月16日(火)オンライン会議
第2回オンラインセミナー開催報告について
- 3) 動物愛護社会福祉委員会
 - ・身体障がい者補助犬申請について
申請数：183頭(盲導犬149頭、聴導犬20頭、介助犬14頭)
- 4) 規約検討委員会
 - ・令和2年12月25日(金)オンライン会議
定款変更について
 - ・令和3年2月4日(金)オンライン会議
定款変更について
 - ・令和3年2月25日(金)オンライン会議
定款施行規則変更、会費規程(新規)、
役員報酬規程(新規)、定款施行細則を
理事会内規へ変更について
- 5) 選挙管理委員会
 - ・令和2年12月25日(金)メール会議
委員長・副委員長の選任について、役員
選任について
- 6) JSAVA ニュース編集部
 - ・令和2年12月16日(水)オンライン会議
JSAVA ニュース171号の編集について
 - ・JSAVA ニュース171号発行
- (5) その他
 - ・薬用量マニュアル第5版について
広告掲載(令和3年3月7日現在)：18社
 - ・愛玩動物看護師カリキュラム等検討会
佐伯副会長
令和2年12月19日(土) AP日本
橋会議室F(一部参加者オンライン)
受験資格の特例、現任者の範囲、実務
経験の換算・証明方法等について
今後のスケジュール(法の全部施行令
和4年5月1日、講習会令和4年夏頃か
ら、予備試験令和4年秋、第1回国家試
験令和5年2月末～3月)

協議事項

1. 会員の入退会について
 - ・入会：正会員(個人会員)：1名(鹿児島県)、
賛助会員(団体)：1社(株式会社サン
ケイワーク)
*正会員及び賛助会員の入会を承認する。
2. 令和3年度事業計画及び収支予算について
 - ・委員会開催は基本的に年3回とし、JSAVA
ニュースは4回発行、生涯教育・卒後研修会は
6回、獣医事講演会は3回、感染症・動物愛護
等でも講演会開催を計画し、動物診療助手認定
の実務を行うための検討を早期にまとめる。
 - ・会費収入41,562,000円、事業収入1,350,000円
として収入合計45,962,500円、事業推進費
30,300,000円、管理費19,800,000円、積立特別
会計への繰入金10,000,000円として支出合計
71,962,500円の収支予算となる。
*令和3年度事業計画及び収支予算を承認する。
3. 各種規程の変更等について
 - (1) 定款変更について
 - ・規約検討委員会より定款変更の最終案が提
出される。
 - ・既に理事会において承認された変更部分及
び文言の統一等についての説明は省略す
る。
 - ・第6章社員総会および理事会を明確に規定
するために第6章社員総会、第7章理事会
と分離し、以下の章・条を繰り下げる。
 - ・理事会においては、他の理事への委任を廃
止する。



定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人日本小動物獣医師会と称する。	(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人日本小動物獣医師会と称する。
(主たる事務所の所在地) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区内に置く。	(主たる事務所の所在地) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区内に置く。
(目的) 第3条 この法人は、小動物に関する獣医学術の研究と医療技術の向上、獣医事の適正化、動物愛護精神の高揚、公衆衛生の啓発、動物介在教育、動物医療従事者の育成、野生動物の救助、身体障がい者補助犬の健康管理を図ることにより、人と動物による健全かつ豊かな生活と福祉の増進に寄与することを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。	(目的) 第3条 この法人は、小動物に関する獣医学術の研究と医療技術の向上、獣医事の適正化、動物愛護精神の高揚、公衆衛生の啓発、動物介在教育、動物医療従事者の育成、野生動物の救助、身体障がい者補助犬の健康管理を図ることにより、人と動物による健全かつ豊かな生活と福祉の増進に寄与することを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 小動物獣医学術の振興および調査、研究、教育に関する事項	(1) 小動物獣医学術の振興および調査、研究、教育に関する事項
(2) 獣医事および動物薬事、器具に関する調査、研究ならびに問題対処に関する事項	(2) 獣医事および動物薬事、器具に関する調査、研究ならびに問題対処に関する事項
(3) 小動物獣医療の進歩、発展に関する事項	(3) 小動物獣医療の進歩、発展に関する事項
(4) 動物に関わる公衆衛生および生活環境の保全、改善、向上に関する事項	(4) 動物に関わる公衆衛生および生活環境の保全、改善、向上に関する事項
(5) 動物に関わる保健衛生の向上および愛護活動ならびに人と動物とのふれあいに関する事項	(5) 動物に関わる保健衛生の向上および愛護活動ならびに人と動物とのふれあいに関する事項
(6) 学校飼育動物の保健衛生指導および教育に関する事項	(6) 動物愛護および動物福祉に関する事項
(7) 動物看護師教育の充実と推進に関する事項	(7) 獣医療提供体制に関する事項
(8) 身体障がい者補助犬の健康管理に関する事項	(8) 身体障がい者補助犬の健康管理に関する事項
(9) 動物関係団体との国際交流推進に関する事項	(9) 動物関係団体との国際交流推進に関する事項
(10) 会員の福利厚生に関する事項	(10) 会員の福利厚生に関する事項
(11) 機関紙、図書の発行に関する事項	(11) 機関紙、図書の発行に関する事項
(12) 前各号に附帯する事項ならびにこの法人の目的達成に必要な事項	(12) 前各号に附帯する事項ならびにこの法人の目的達成に必要な事項
(区域等) 第4条 この法人は、全国を区域とする。	(区域等) 第4条 この法人は、全国を区域とする。
2 この法人は、指導、連絡および会の事業の執行のために、別に定めるところにより地方組織を置くことができる。	2 この法人は、指導、連絡および会の事業の執行のために、地方組織を置くことができる。
	3 <u>地方組織に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。</u>
第2章 社員および会員	第2章 社員および会員
(社員および会員) 第5条 この法人の会員は次の3種とし、第10条に規定する代表社員および役員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。	(社員および会員) 第5条 この法人の会員は次の3種とし、この法人の定款第10条に規定する代表社員および役員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
(1) 正会員 都道府県市獣医師会に所属する小動物臨床獣医師または小動物臨床獣医師でこの法人の目的に賛同し、理事会で正会員として承認された者	(1) 正会員 都道府県市獣医師会に所属する小動物臨床獣医師または小動物臨床獣医師でこの法人の目的に賛同し、理事会で正会員として承認された者
(2) 準会員 この法人の目的および事業に賛同し、理事会で準会員として承認された者	(2) 準会員 この法人の目的および事業に賛同し、理事会で準会員として承認された者
(3) 賛助会員 この法人の目的および事業に賛同し、	(3) 賛助会員 この法人の目的および事業に賛同し、

<p style="text-align: center;">理事会で賛助会員として承認された 法人および個人</p> <p>2 準会員および賛助会員は、この法人の定款第24条に定める会議には出席できない。</p> <p>3 準会員および賛助会員は、この法人の定期刊行物の配布を受けるほか理事会の議決により一定の事業に参画することができる。</p> <p>(入会) 第6条 この法人に、会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(会費) 第7条 会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(退会) 第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>2 前項の場合のほか、次にあげる理由により退会する。 (1) 定款で定めた事由の発生 (2) 社員総会の同意 (3) 死亡または解散 (4) 除名 (5) 成年被後見人および成年被保佐人となったとき。 (6) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。</p> <p>(除名) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において総会を構成する社員の半数以上であって、その社員の4分の3以上に当たる多数をもってする議決により、その会員を除名することができる。 (1) この法人の規約に違反したとき。 (2) この法人の名誉を著しく棄損し、または秩序を乱す行為をしたとき。</p> <p>2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(法人法上の社員) 第10条 この法人の社員総会を構成する社員たる法人法上の社員は、以下の各号に規定する役員および代表社員とし、この法人の正会員の中から選出または登録するものとする。 ①社員総会においてこの法人の役員に選出された者 ②地方獣医師会等の代表社員（地方獣医師会等は、所属する正会員20名につき1名を代表社員として登録することができる。なお、一般社団法人設立時における既存団体においては、当該団体の会員数が20人未満であっても代表社員1名を登録できるものとする。）</p> <p>2 前項の代表社員の登録等の手続きに関しては、施行規則において定める。</p> <p>(拠出金の不返還) 第11条 会員が、すでに納入した会費等の拠出金は返還しない。</p> <p>(社員および会員名簿) 第12条 この法人は、社員および会員名簿を作成する。 2 前項名簿の記載事項および様式は法令その他この法</p>	<p style="text-align: center;">理事会で賛助会員として承認された 法人および個人</p> <p>2 準会員および賛助会員は、この法人の定款第24条および第34条に定める会議には出席することができない。</p> <p>3 準会員および賛助会員は、この法人の定期刊行物の配布を受けるほか理事会の議決により一定の事業に参画することができる。</p> <p>(入会) 第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(会費) 第7条 会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(退会) 第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>2 前項の場合のほか、次にあげる理由により退会する。 (1) 定款で定めた事由の発生 (2) 社員総会の同意 (3) 死亡または解散 (4) 除名 (5) 成年被後見人および成年被保佐人となったとき。 (6) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。</p> <p>(除名) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総社員の3分の2以上の議決により、その会員を除名することができる。 (1) この法人の定款またはその他の規程に違反したとき。 (2) この法人の名誉を著しく棄損し、または秩序を乱す行為をしたとき。</p> <p>2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(法人法上の社員) 第10条 この法人の社員総会を構成する社員たる法人法上の社員は、以下の各号に規定する役員および代表社員とし、この法人の正会員の中から選出または登録するものとする。 (1) 社員総会においてこの法人の役員に選出された者 (2) 地方獣医師会等の代表社員（地方獣医師会等は、所属する正会員20名につき1名を代表社員として登録することができる。）</p> <p>2 前項の代表社員の登録等の手続きに関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。</p> <p>(拠出金の不返還) 第11条 会員がすでに納入した会費等の拠出金は、返還しない。</p> <p>(社員および会員名簿) 第12条 この法人は、社員および会員名簿を作成する。 2 前項名簿の記載事項および様式は法令その他この法</p>
--	---

<p>人の都合により別に定める。</p> <p>3 社員および会員名簿は主たる事務所に常備し、社員および会員は業務時間内に閲覧することができる。</p> <p>(設立時の社員の氏名または名称および住所)</p> <p>第13条 当法人の設立時における社員の氏名および住所は別紙1のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員の種別および定数)</p> <p>第14条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 3人以内</p> <p>(3) 理事 10人以上 20人以内</p> <p>(4) 監事 2人以内</p> <p>2 会長は代表理事とする。</p> <p>3 副会長は理事とする。</p> <p>4 会長は理事の中から専務理事1人を選任することができる。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第15条 役員のうち理事および監事は、<u>正会員の中から、社員総会で選任する。</u></p> <p>2 <u>会長たる代表理事は理事会で選任する。</u></p> <p>3 <u>副会長は理事の中から会長が指名する。</u></p> <p>4 <u>理事および監事は相互に兼ねることができない。</u></p> <p>5 <u>理事および監事に変更があったときは2週間以内に登記する。</u></p> <p>(職務および権限)</p> <p>第16条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 <u>会長および職務を執行する理事は、1事業年度2回以上、理事会に会務の状況を報告しなければならない。この場合、議案の通知等の方法で、理事全員に通知した場合はこれを省略することができる。</u></p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は会長、副会長を補佐するとともにこの法人の会務を掌理し、会長、副会長に事故があるときはその職務を代行する。</p> <p>5 理事は、<u>理事会を構成する。</u></p> <p>6 理事会は次の職務を行う。</p> <p>(1) 会務の執行を決定</p> <p>(2) 理事の職務執行の監督</p> <p>(3) 代表理事の選任および解職</p> <p>(4) 重要な財産の処分および譲受け</p> <p>(5) 多額の借財</p>	<p>人の都合により別に定める。</p> <p>3 社員および会員名簿は、主たる事務所に常備し、社員および会員は、<u>事務所の業務時間内に閲覧することができる。</u></p> <p>(設立時の社員の氏名または名称および住所)</p> <p>第13条 この法人の設立時における社員の氏名および住所は別紙1のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員の種別および定数)</p> <p>第14条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10名以上 20名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 <u>理事のうち1名を代表理事とし、4名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。</u></p> <p>(役員の選任)</p> <p>第15条 理事および監事は、<u>社員総会において正会員の中から各々選任する。</u></p> <p>2 <u>代表理事および業務執行理事は、理事会において選任する。</u></p> <p>3 <u>前項で選任された代表理事は、会長に就任する。</u></p> <p>4 <u>理事会は、業務執行理事より副会長3名以内、専務理事1名を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>監事は、理事または使用人を兼ねることができない。</u></p> <p>(職務および権限)</p> <p>第16条 会長はこの法人を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、<u>理事会において予め定めた順序によって、その職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>専務理事は、会長および副会長を補佐するとともに、この法人の会務を掌理し、会長および副会長に事故があるとき、または会長および副会長が欠けたときは、その職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>会長および業務執行理事は、毎事業年度2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。ただし、議案の通知等の方法で、理事全員に通知したときは、これを省略することができる。</u></p> <p>5 理事は理事会を構成し、<u>この法人の業務の執行を決定する。</u></p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) <u>この法人の業務、財産および会計の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>社員総会および理事会に出席し、意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を社員総会および理事会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>前号の報告をするために必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。た</u></p>
---	--

<p>(6) 重要な使用人の選任および解任 (7) 従たる事務所の設置 (8) 法務省令による体制の整備に関すること。</p> <p>7 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 業務および財産の状況を監査すること。 (2) 理事の会務執行の状況を監査すること。 (3) 総会および理事会に出席し、<u>業務および財産の状況を報告し、意見を述べなければならない。</u> (4) 理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をす るおそれがあると認めるとき、または法令もし くは定款に違反する事実もしくは著しく不当な 事実があると認めるときは、<u>遅滞なく、その旨</u> <u>を理事会に報告しなければならない。</u> (5) 必要があると認めるときは、<u>会長に対し、理事</u> <u>会の招集を請求することができる。</u>請求があっ た日から5日以内に、2週間内の日を理事会と する招集の通知が発せられない場合は、自ら理 事会を招集することができる。 (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使す ること。</p> <p>(役員任期) 第17条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業 年度のうち、最終のものに関する定時社員総 会の終結のときまでとする。ただし、再任を 妨げない。</p> <p>(役員解任) 第18条 役員に、職務上役員としてふさわしくない行 為があったときは、<u>社員総会において総会を</u> <u>構成する社員の半数以上であって、その社員</u> <u>の4分の3以上にあたる多数をもってする議</u> <u>決により解任することができる。</u></p> <p>(費用弁償等) 第19条 役員には、<u>職務を行うため報酬を与えるこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>2 役員および会員に、<u>職務を行うための費用を支弁す</u> <u>ることができる。</u></p> <p>(役員賠償責任) 第20条 役員は、業務執行上この法人および第三者に 不当に損害を及ぼしたときは、これを賠償し なければならない。</p> <p>第4章 顧問および相談役等 (顧問、相談役、および名誉会員) 第21条 この法人に、顧問、相談役および名誉会員を 置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役、および名誉会員の任免は、<u>理事会に</u> <u>おいて承認し、社員総会で報告する。</u> 3 顧問および相談役は<u>本会の重要事項</u>に関し、諮問に 答え、意見を述べる<u>ことができる。</u> 4 顧問および相談役には、<u>費用を支弁することができ</u> <u>る。</u> 5 <u>詳細については施行規則に定める。</u></p> <p>第5章 専門部および委員会 (専門部の設置)</p>	<p><u>だし、その請求があった日から5日以内に、2</u> <u>週間以内の日を理事会とする招集通知が発せら</u> <u>れないときは、自ら理事会を招集すること。</u></p> <p>(6) その他、監事に認められた法令上の権限を行使 すること。</p> <p>(役員任期) 第17条 役員任期は、<u>選任後2年以内に終了する事</u> <u>業年度のうち、最終のものに関する定時社員</u> <u>総会の終結のときまでとする。ただし、再任</u> <u>を妨げない。</u></p> <p>(役員解任) 第18条 <u>職務上、役員として相応しくない行為があっ</u> <u>たときは、社員総会の議決により、役員を解</u> <u>任することができる。ただし、監事を解任す</u> <u>るときは、総社員の3分の2以上の議決によ</u> <u>り、行わなければならない。</u></p> <p>(報酬等) 第19条 役員には、<u>その職務執行の対価として、社員</u> <u>総会で別に定める報酬を支給することができ</u> <u>る。</u></p> <p>2 役員等には、<u>その職務を行うために要する費用の支</u> <u>払いをすることができる。</u></p> <p>(役員賠償責任) 第20条 役員は、業務執行上この法人および第三者に 不当に損害を及ぼしたときは、これを賠償し なければならない。</p> <p>第4章 顧問および相談役等 (顧問、相談役および名誉会員) 第21条 この法人に、顧問、相談役および名誉会員を 置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役および名誉会員の任免は、<u>理事会の承</u> <u>認により会長が行い、社員総会に報告する。</u> 3 顧問および相談役は、<u>この法人の重要事項</u>に関し、<u>会</u> <u>長からの諮問に答え、意見を述べる</u>ことができる。 4 顧問および相談役には、<u>別に定める規程により、費</u> <u>用を支払うことができる。</u></p> <p>第5章 専門部および委員会 (専門部の設置)</p>
--	--

第22条 この法人に、定款第3条に規定する事業を達成するために必要な部会を置く。

2 部会の運営は別に定める。

(委員会)

第23条 会長は、会務の推進に必要と認める場合には、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の運営は別に定める。

第6章 社員総会および理事会

(会議の種類)

第24条 この法人の機関は、社員総会および理事会とする。

2 社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。

(会議の構成)

第25条 社員総会は、別に定める選出基準により選出された代表社員および役員で構成する。

2 理事会は、会長、副会長および理事で構成する。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(社員総会)

第26条 社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 役員を選任および解任

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の設定または処分その他重要な財産の取得、処分、借財に関する件

(5) 解散および残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 事業計画および予算の決定

(3) 社員総会に付議すべき事項

(4) 諸規程の制定および改廃

(5) その他、社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第27条 定時社員総会は、年1回5月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 代表社員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

3 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

第22条 この法人に、定款第3条に規定する事業を達成するために必要な専門部を置く。

2 専門部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第23条 会長が、会務の推進に必要と認めるときには、理事会の承認により、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の運営に必要な事項は、別に定める。

第6章 社員総会

(種類)

第24条 この法人の社員総会は、法人法で定める社員総会とし、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第25条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第26条 社員総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員を選任または解任

(2) 会費等の額

(3) 役員報酬等の額

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 事業報告および決算報告

(7) 基本財産の設定または処分その他重要な財産の取得、処分、借財に関する件

(8) 解散および残余財産の処分

(9) 理事会において社員総会に付議した事項

(10) その他、法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず社員総会においては、法令により認められているものを除き、この法人の定款第28条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、議決できない。

(開催)

第27条 定時社員総会は、毎事業年度1回5月に開催する。

2 臨時社員総会は、以下のいずれかのときに開催する。

(1) 理事が必要と認めて、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権を有する代表社員の5分の1以上から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

<p>(3) 定款第16条第7項第5号により監事から請求があったとき、または監事が招集したとき。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第28条 会議は、前条第3項第3号の場合を除いて会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時社員総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 社員総会は理事会の議決により、会議の目的たる事項、内容、日時および場所を示した書面により、開催日の15日前までに通知しなければならない。</p> <p>(会議の議長)</p> <p>第29条 社員総会の議長は、会に出席した代表社員の中から選任する。</p> <p>2 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長に事故あるときは出席した理事の互選により選任する。</p> <p>(会議の定数)</p> <p>第30条 社員総会および理事会はその構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>(会議の委任状)</p> <p>第31条 やむを得ない理由で社員総会または理事会に出席できない代表社員または理事は、あらかじめ通知された事項について、委任状を提出して、当日の出席者に社員総会または理事会の議決を委任できる。</p> <p>2 この場合において、前条の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>(議事)</p> <p>第32条 社員総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した社員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは議長が決定する。</p> <p>2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意により決定する。</p> <p>(理事会の決議の省略)</p> <p>第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることが出来る理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第34条 会長は、会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時および場所</p> <p>(2) 代表社員および理事の現在数</p> <p>(3) 会議に出席した代表社員および理事の数および氏名（委任者を含む。）</p> <p>(4) 審議事項および議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要およびその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長および出席した社員および理事のなかから、その会議で選出された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。</p> <p>3 会長は、社員総会の議決事項を60日以内に会員に通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第28条 社員総会は、理事会の議決により会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。</p> <p>3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面により、開催日の15日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第29条 社員総会の議長は、社員総会に出席した社員の中から選任する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第30条 社員総会は、議決権を有する社員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>(議事)</p> <p>第31条 社員総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項およびこの定款で特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決による。</p> <p>(書面表決等)</p> <p>第32条 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項における前2条の規定の適用については、その社員が出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第33条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議長および議事録署名人は、前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定</p> <p>(2) 諸規程の制定、変更および廃止に関する事項</p> <p>(3) この法人の業務執行の決定</p> <p>(4) 理事の職務執行の監督</p> <p>(5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職</p> <p>2 理事会は、次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>(1) 重要な財産の処分および譲受け</p> <p>(2) 重要な使用人の選任および解任</p> <p>(開催)</p>
---	---

<p style="text-align: center;">第7章 財産および会計</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第35条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 会計年度内の次の収入</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 会費</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 寄付金</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ. 基金</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ. 事業による収入</p> <p style="margin-left: 2em;">ホ. 財産から生ずる収入</p>	<p>第36条 理事会は、次の場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、会長に招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられないときに、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>(4) この法人の定款第16条第6項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第37条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集するときおよび第4号により監事が招集するときを除く。</p> <p>2 会長は、前条第2号または第4号により、理事または監事から請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面によって、開催日の10日前までに各役員に通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たり、会長に事故があるときは、出席した理事の互選による。</p> <p>(定足数)</p> <p>第39条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>(議事)</p> <p>第40条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決による。</p> <p>(理事会の決議の省略)</p> <p>第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることが出来る理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第8章 財産および会計</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第43条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 事業年度内の次の収入</p> <p style="margin-left: 2em;">ア. 会費</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 寄付金</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ. 基金</p> <p style="margin-left: 2em;">エ. 事業による収入</p> <p style="margin-left: 2em;">オ. 財産から生ずる収入</p>
--	--

<p>ハ. その他の収入 (基本財産) 第36条 この法人の財政基盤の安定のため、総会の議決により、基本財産を定めることができる。 2 基本財産はその他の財産と区別して管理、運用する。 3 基本財産は、安全かつ確実に運用しなければならない。 (基金の抛却) 第37条 この法人は、会員または第三者に対し、<u>一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。</u> (基金の取扱い) 第38条 基金の募集、割当て、払込み、返還、返還による代替基金の募集等の手続き、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては理事会の議決により、<u>別に定める「基金取扱規程」によるものとする。</u> (財産の管理) 第39条 この法人の財産は、理事会の定める方法により会長が管理する。 2 この法人は剰余金の分配をしない。 (経費の支弁) 第40条 この法人の経費は、財産で支弁する。 (事業計画および収支予算) 第41条 この法人の予算は毎事業年度の開始前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告および決算) 第42条 この法人の事業報告および決算については、<u>毎事業年度終了後、会長が以下の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受け定時社員総会に提出し、第1号、第2号、第3号、第4号および第5号の書類についてはその内容を報告したうえで、承認を得るものとする。</u> (1) 事業報告 (2) 決算報告および監査報告 (3) 損益計算書（正味財産増減計算書） (4) 貸借対照表 (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）および貸借対照表の附属明細書 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業年度) 第43条 この法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 第8章 事務局および職員 (事務局の設置) 第44条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。</p>	<p>カ. その他の収入 (基本財産) 第44条 この法人の財政基盤の安定のため、総会の議決により、基本財産を定めることができる。 2 基本財産はその他の財産と区別して管理、運用する。 3 基本財産は、安全かつ確実に運用しなければならない。 (基金の抛却) 第45条 この法人は、会員または第三者に対し、<u>法人法第131条に規定する基金の抛却を定めることができる。</u> (基金の取扱い) 第46条 基金の募集、割当て、払込み、返還、返還による代替基金の募集等の手続きおよび基金の管理等の取扱いについては、理事会の議決により別に定める。 (事業年度) 第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (財産の管理) 第48条 この法人の財産は、理事会の定める方法により会長が管理する。 2 この法人は剰余金の分配をしない。 (経費の支弁) 第49条 この法人の経費は、財産で支弁する。 (事業計画および収支予算) 第50条 この法人の予算は、毎事業年度の開始前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告および決算) 第51条 この法人の事業報告および決算報告は、事業年度終了後、会長が以下の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受け定時社員総会に提出し、第1号、第2号、第3号、第4号および第5号の書類についてはその内容を報告したうえで、承認を得なければならない。 (1) 事業報告 (2) 決算報告および監査報告 (3) 損益計算書（正味財産増減計算書） (4) 貸借対照表 (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）および貸借対照表の附属明細書 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。 第9章 事務局および職員 (事務局の設置) 第52条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。</p>
---	---

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。
- 4 事務局に関する諸規程は別に定める。

第9章 定款の変更および解散
(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、社員総会において総会を構成する社員の半数以上であって、その社員の4分の3以上にあたる多数をもってする議決を得なければならない。

(解散および残余財産の処分)

第46条 この法人の解散は、社員総会において総会を構成する社員の半数以上であって、その社員の4分の3以上にあたる多数をもってする議決を得なければならない。

- 2 解散後の残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人または公益財団法人に寄附するものとする。
- 3 この法人が解散したときは、社員総会で清算人を選任する。

第10章 情報公開および個人情報の保護
(情報公開)

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の議決により別に定める。

(公告)

第49条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第50条 この定款の施行について会務執行上必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(記載のない事項)

第51条 この定款に記載のない事項は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律およびその他の法令によるものとする。

第12章 附則

1. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、この定款第26条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
2. 設立初年度の事業年度は、この定款第42条の規定にかかわらず法人成立の日から平成21年3月31日までとする。
3. 設立時役員^の解任は、設立時社員の議決権の過半数(設立時監事を解任する場合には、3分の2以上に

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 定款の変更および解散
(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散および残余財産の処分)

第54条 この法人は、法人法第148条第1号および第2号ならびに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により解散することができる。

- 2 解散後の残余財産は、社員総会の議決により、公益社団法人または公益財団法人に寄附する。
- 3 この法人が解散したときは、社員総会で清算人を選任する。

第11章 情報公開および個人情報の保護
(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容および財務資料等を積極的に公開する。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第57条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができないときは、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第58条 この定款の施行について会務執行上必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(記載のない事項)

第59条 この定款に記載のない事項は、法人法およびその他の法令による。

附則

1. この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、この定款第26条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
2. 設立初年度の事業年度は、この定款第42条の規定にかかわらず法人成立の日から平成21年3月31日までとする。
3. 設立時役員^の解任は、設立時社員の議決権の過半数(設立時監事を解任するときは、3分の2以上に

<p>あたる多数)をもって決定する。</p> <p>4. 設立時代表理事(会長)、設立時理事および監事は、別紙2のとおりとする。ただし、この設立当初の役員の任期は定款第17条の規定にかかわらず、設立後第1回目の定時社員総会終了の日までとする。</p> <p>5. 設立時社員、設立時理事、設立時監事はこの法人の設立について任務を怠ったときまたは職務を行うにあたり悪意、重大な過失があったときは法令の定めるところにより、この法人または第三者に対し、連帯して損害を賠償しなければならない。</p> <p>6. この定款は平成21年2月15日一部改正、同日より施行する。(臨時社員総会)</p> <p>7. この定款は平成24年5月27日一部改正、同日より施行する。(第4回定時社員総会)</p> <p>8. この定款は平成27年5月31日一部改正、同日より施行する。(第7回定時社員総会)</p> <p>9. この定款は平成29年5月28日一部改正、同日より施行する。(第9回定時社員総会)</p> <p>10. この定款は平成29年12月10日一部改正。(平成29年度第6回理事会)</p> <p>11. この定款は平成30年3月11日一部改正。(平成29年度第7回理事会)</p> <p>12. この定款は平成30年5月27日一部改正、同日より施行する。(第10回定時社員総会)</p>	<p>たる多数)をもって決定する。</p> <p>4. 設立時代表理事(会長)、設立時理事および監事は、別紙2のとおりとする。ただし、この設立当初の役員の任期はこの定款第17条の規定にかかわらず、設立後第1回目の定時社員総会終了の日までとする。</p> <p>5. 設立時社員、設立時理事、設立時監事は、この法人の設立について任務を怠ったとき、または職務を行うにあたり悪意、重大な過失があったときは、法令の定めるところにより、この法人または第三者に対し、連帯して損害を賠償しなければならない。</p> <p>6. この定款は平成21年2月15日一部変更、同日より施行する。(臨時社員総会)</p> <p>7. この定款は平成24年5月27日一部変更、同日より施行する。(第4回定時社員総会)</p> <p>8. この定款は平成27年5月31日一部変更、同日より施行する。(第7回定時社員総会)</p> <p>9. この定款は平成29年5月28日一部変更、同日より施行する。(第9回定時社員総会)</p> <p>10. この定款は平成30年5月27日一部変更、同日より施行する。(第10回定時社員総会)</p> <p>11. この定款は令和3年5月 日一部変更、同日より施行する。(第13回定時社員総会)</p>
---	---

* 定款変更案を承認し、社員総会への上程を承認する。

(2) 定款施行規則について

・ 会費に関する事項は社員総会の議決事項であるため、定款施行規則に規定されている会費に関する事項を会費規程として独立させる。

・ 定款施行規則には会員の区分・入会手続・権利等、代表社員に関する事項、顧問・相談役に関する事項、名誉会員に関する事項を規定する。

一般社団法人日本小動物獣医師会会費規程(案)

(目的)	
第1条	この規程は、一般社団法人日本小動物獣医師会(以下「この法人」という。)の定款第7条に定める、会員が支払う会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。
(会費)	
第2条	この法人の会費の年額は、次のとおりとする。
(1) 正会員(定款第5条第1項第1号で規定された正会員)	17,000円
(2) 準会員(定款施行規則第4条第1号で規定された勤務獣医師)	7,000円
(3) 準会員(定款施行規則第4条第2号で規定された学生)	2,000円
(4) 準会員(定款施行規則第4条第3号で規定された海外獣医師)	3,000円
(5) 賛助会員(定款施行規則第5条第1号で規定された個人)	17,000円
(6) 賛助会員(定款施行規則第5条第2号で規定された団体)	50,000円
(納入)	
第3条	会員は、毎事業年度の会費を7月末日までに、この法人所定の方法により納入しなければならない。
2	この法人に入会した会員は、入会手続き完了後14日以内に、この法人所定の方法により定められた会費を納入しなければならない。
3	会員より納入された会費は、ただちに会費台帳に記載して、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う会費納入義務等)

第4条 会員は、退会するにあたり未納の会費がある場合には、これを納入しなければならない。

2 前項の未納の会費は、理事会の議決により、これを免除できる。

3 この法人は、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(変更)

第5条 この規程は、この法人の社員総会の議決により変更することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この規程は、令和3年5月 日開催の第13回定時社員総会における議決により成立し、同日より施行する。

定款施行規則	変 更 案
<p>第1章 総則</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この施行規則は本会運営のため一般社団法人日本小動物獣医師会の定款（以下定款という）において「別に定める」とされている事項および定款の施行に必要な事項について規定する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人日本小動物獣医師会（以下「この法人」という。）の定款を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>第2条 この法人の主たる事務所の所在地は、東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階に置く。</p>	<p>(主たる事務所の所在地)</p> <p>第2条 この法人の主たる事務所の所在地は、東京都港区新橋5-12- 2 鴻盟社ビル5階に置く。</p>
<p>(区域等)</p> <p>第3条 定款第4条第2項の別に定める地方組織は「支部設置規程」の定めるところによる。</p>	<p>(正会員の区分)</p> <p>第3条 定款第5条第1項第1号の正会員を次のように区分する。</p>
<p>第2章 社員および会員</p>	
<p>(社員)</p> <p>第4条 社員総会を構成する社員は、次の通りとする。</p> <p>①社員総会において一般社団法人日本小動物獣医師会の役員に選任されたもの。</p> <p>②地方獣医師会等は、所属する正会員20名につき1名を代表社員として登録できる。</p> <p>③個人会員は正会員20名以上の推薦のもと、会として本会に申請することができる。ただし、会として登録する場合、理事会承認を得なければならない。会として登録ののち、登録会員数20名につき1名を代表社員として登録できる。</p> <p>2. 代表社員の任期は2年間とし、再任を妨げない。</p> <p>3. 地方獣医師会等における代表社員選出の手順については、各地方獣医師会等の裁量に委ねる。</p> <p>4. 本条1項第2号および第3号に基づき選出された代表社員は、総会開催の20日前までにこの法人宛に書面で登録の届け出を行うものとする。</p> <p>5. この法人は、社員総会に出席する代表社員に交通費を補助する。</p> <p>6. この法人の社員総会において、代表社員の代理出席は認められない。</p>	<p>(1) 個人会員 個人として入会した臨床開業または管理獣医師</p> <p>(2) 団体会員 団体として入会した都道府県政令指定都市獣医師会（以下「地方獣医師会」という。）または臨床・研究グループ</p> <p>(3) 団体所属正会員 団体として入会している地方獣医師会または臨床・研究グループに所属して、団体の一員として入会した者</p>
	<p>(準会員の区分)</p> <p>第4条 定款第5条第1項第2号の準会員を次のように区分する。</p>
	<p>(1) 勤務獣医師 正会員の診療施設に勤務する臨床獣医師</p> <p>(2) 学生 獣医師養成大学学生</p> <p>(3) 海外獣医師 海外の獣医師有資格者</p>
	<p>(賛助会員の区分)</p> <p>第5条 定款第5条第1項第3号の賛助会員を次のように区分する。</p>
	<p>(1) 団体 企業または法人等の団体</p> <p>(2) 個人 臨床獣医師以外の個人</p>
	<p>(入会手続)</p> <p>第6条 定款第6条の入会手続は、前3条の区分によって次のように行う。</p>
<p>(会員)</p> <p>第5条 定款第5条（1）の会員は、別に定める「入会規程による」</p> <p>定款第5条（2）の準会員は、別に定める「入会規程による」</p> <p>定款第5条（3）の賛助会員は、別に定める「入会規程による」</p>	<p>(1) 個人会員 第3条第1号の個人会員のうち地方獣医師会に所属する者は様式1-A、地方獣医師会に所属しない者は様式1-Bの入会申込書に必要事項を記入して、会長に提出する。地方獣医師会に所属しない者は、入会申込書と合わせて様式2の推薦状および様式3の誓約書を合わせて提出する。様式2の推薦状および様式3の誓約書には、原則として入会希望者診療施設近隣</p>
<p>(入会および申し込み)</p> <p>第6条 定款第6条の申込書は別記様式1とする。</p>	

<p style="text-align: center;"><u>第4章 顧問、相談役および名誉会員</u></p> <p>(顧問および相談役等)</p> <p>第12条 顧問は、地方獣医師会会長を持って当てる。</p> <p>2. 相談役は、地方会会長以外で法人格を持つ団体会員長およびこの法人の会長経験者を持って当てる。</p> <p>3. 名誉会員は、この法人の会長職を3期以上勤めた者。もしくはこの法人の役員を通算5期以上勤めた満80歳以上の所属団体の推薦を受けたこの法人の会員。</p> <p>4. 名誉会員はこの法人の会費を免除する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 専門部および委員会</u></p> <p>(専門部)</p> <p>第13条 専門部は、総務部、獣医事部、学術部、事業部とする。部会の運営は「部会および委員会運営規程」に定める。</p> <p>(委員会)</p> <p>第14条 会長は必要に応じ部会等に委員会等を設置することができる。委員会等の運営は「部会および委員会運営規程」に定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 財産および会計</u></p> <p>(財産の管理)</p> <p>第15条 定款第38条の、この法人の財産は、経理規程の定めるところにより会長が管理する。</p> <p>(基金)</p> <p>第16条 定款第37条、37条の基金については、「基金取り扱い規程」に定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 情報公開および個人情報の保護</u></p> <p>(情報公開)</p> <p>第17条 定款第46条第2項の、情報の公開に関する理事会の議決は情報公開規程の通りとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第18条 定款第47条第2項の、個人情報の保護に関する必要な理事会議決は「個人情報保護規程」に定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 補則</u></p> <p>第19条 定款第49条に基づき、理事会において運営に必要な施行細則を定めることができる。</p> <p>第20条 この施行規則の改廃は理事会の議決による。</p> <p>第21条 この定款施行規則に定めのない事項については、理事会の議を経て会長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">定された役員および前条で規定された代表社員とする。</p> <p>(社員の権利)</p> <p>第12条 社員は、次の権利を有する。</p> <p>(1) 社員総会における発言権および議決権</p> <p>(2) 役員選出における選挙権</p> <p>(3) その他、法令により認められた権利</p> <p>(社員名簿)</p> <p>第13条 定款第12条の社員名簿は、様式13とする。</p> <p>(顧問および相談役)</p> <p>第14条 定款第21条の顧問は、地方獣医師会の会長に委嘱する。</p> <p>2 定款第21条の相談役は、地方獣医師会以外の法人格を持つ団体の長およびこの法人の会長経験者に委嘱する。</p> <p>(名誉会員)</p> <p>第15条 定款第21条の名誉会員は、次の各号の一に該当する正会員とする。</p> <p>(1) この法人の会長を3期6年以上務め、理事会から推薦された者</p> <p>(2) この法人の役員を5期10年以上務めた満80歳以上で、所属団体から推薦された者</p> <p>2 名誉会員は、理事会の議決により会費を免除する。</p> <p>(変更)</p> <p>第16条 この規則は、理事会の議決により変更することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第9章附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規程は、平成24年5月27日一部改正、同日より施行する。(平成24年度第2回理事会) 2. この規程は、平成26年2月22日(平成25年度第7回理事会)一部改正、平成26年5月25日(第6回定時社員総会)より施行する。 3. この規程は、平成26年11月24日(平成26年度第5回理事会)、平成27年3月1日(平成26年度第6回理事会)および平成27年5月3日(平成27年度第1回理事会)一部改正、平成27年5月31日(第7回定時社員総会)より施行する。 4. この規程は、平成29年2月19日(平成28年度第6回理事会)一部改正、平成29年6月1日より施行する。 	<p style="text-align: center;">附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規則は、平成24年5月27日一部変更、同日より施行する。(平成24年度第2回理事会) 2. この規則は、平成26年2月22日(平成25年度第7回理事会)一部変更、平成26年5月25日(第6回定時社員総会)より施行する。 3. この規則は、平成26年11月24日(平成26年度第5回理事会)、平成27年3月1日(平成26年度第6回理事会)および平成27年5月3日(平成27年度第1回理事会)一部変更、平成27年5月31日(第7回定時社員総会)より施行する。 4. この規則は、平成29年2月19日(平成28年度第6回理事会)一部変更、平成29年6月1日より施行する。 5. この規則は、令和3年3月7日(令和2年度第6回理事会)一部変更、令和3年5月30日より施行する。
---	---

*新規の会費規程案と定款施行規則変更案を承認し、会費規程案を社員総会に上程することを承認する。

(3) 役員報酬規程について

- ・理事会において内容の承認をしていただいている役員報酬規程の最終案を説明する。
- ・報酬の限度額は、現在の支給額を上回っているが、収支予算における役員報酬額の範囲内でのみ支給となるので、限度額までの支給が行われる訳ではない。
- ・限度額を現在の支給額とすると増額が必要となるときにその都度、社員総会の議決を必要となるので余裕を持たせるために実際の支給額よりも多い額としている。

役員報酬規程案				
(目的)				
第1条 この規程は、一般社団法人日本小動物獣医師会(以下「この法人」という。)の定款第19条第1項の規定に基づき、この法人の定款第14条第1項および第2項において定める役員への報酬額および支給基準に関する事項を定めることを目的とする。				
(報酬額)				
第2条 前条の役員が、この法人の業務を執行したときは、報酬を支給することができる。				
2 前項の報酬の額は、別表の額を上限とする。				
(報酬の支給基準)				
第3条 個々の役員の報酬額は、社員総会に報告された予算の範囲内において業務内容等を勘案して理事会で決定する。				
(支給)				
第4条 第2条の報酬額から法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。				
(変更)				
第5条 この規程は、社員総会の議決により変更することができる。				
(補則)				
第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。				
附則				
1. この規程は、令和3年5月30日第13回定時社員総会で承認、同日より施行する。				
別表				
	代表理事	業務執行理事	理事	監事
報酬限度額(月額)	150,000円	50,000円	20,000円	10,000円

*役員報酬規程案を承認し、社員総会への上程を承認する。

4. 定時社員総会について

- ・令和3年5月30日（日）東京グランドホテルで開催予定であるが、COVID-19感染状況によっては、全国から東京に集まって開催することはできない。
- ・書面による議決権行使、委任、オンライン等の参加方法を用意する。
- ・役員選任については、投票用紙を事前に配布して郵送による投票を有効としているので、どのような参加方法でも投票は可能である。
- ・会場のキャンセルは1ヵ月前までは無料であるが、会場側と交渉する。
- ・次回の理事会で議案書を承認していただく。

*第13回定時社員総会を開催することを承認する。

以上により令和2年度第6回理事会を終了し、次回の理事会は令和3年5月2日に開催予定となる。

監事講評

富山監事

定款改正（案）作成には委員の方には長いこと

ご審議いただいたものと認識しております。ご苦勞様でした。

理事として少しずつ会の運営に慣れてきたところだと思しますので、会長も先程の挨拶で皆さんにぜひ引き続き理事として、お残り頂きたい旨のお話がありましたが、私からも重ねてお願いを致します。

また、総会を控えており、この時世ではどのような開催になるか予測がつかねますので、緻密な検討、計画が必要だと思しますので宜しくお願い致します。

矢部監事

定款、規約等も大事なことです。理事会の大半を費やすのはどうかと思います。我々は、この理事会を有効に、会員目線で会員の為になることを先ず考えることが大切です。また我々の顧客である飼い主目線で、飼い主さんが望んでおられることを考えないといけません。

また協賛会員にもどのようにすれば上手くコミュニケーションができ、両者が実のある関係を維持できるかを考え、実行することが大切です。

別表

会員区分別権利一覧

会員種別	会員区分	被選挙権	選挙権	社員総会議決権	講習会出席	JSAVA ニュース 配布	ジャーナル 配布	学術関連 出版物	会員名簿 配布	医療 ガイドブック 配布	メール マガジン 配布
正会員	団体所属	○	○注1	○注1	○	○	○	○	○	○	○注5
	個人	○注2	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○注5
準会員	勤務	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○注5
	学生	×	×	×	○	○	○	○注4	×	×	○注5
	海外	×	×	×	○	○	○	○注4	×	×	○注5
賛助会員	個人	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○注5
	団体	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○注5

*○：権利有、×：権利無

注1：正会員20名以上が所属する団体会員において、正会員20名あたり1名の代表社員に登録された者および役員

注2：20名の正会員から推薦された者

注3：正会員20名以上で団体会員として入会した場合には、注1を適用

注4：各出版物につき1冊のみ通常販売価格の半額で販売

注5：登録者に無償で提供

令和2年度 委員会活動報告

<総務委員会>

総務委員会 委員長 渡邊 言之

今年度はコロナウイルスの影響から、オンライン会議のみの開催となっています。

第1回総務委員会会議

令和2年8月18日 Zoomによるオンライン
会議開催

議題

1. 総務委員会副委員長の選出
2. 役員報酬についての規定に記載する内容について
3. 監事の任期について
4. 定款改正
5. その他

昨年度からの引き継ぎ事項として、法人法とそぐわない部分の定款改定・役員報酬規定や会費規定等の規約改定をしなければならない箇所が多数あり、ほとんどの会議の時間がその内容で費やされました。

第2回総務委員会を早急に開催し、第1回の会議で終わらなかった改定箇所の検討をしなければなりませんでした。定款や規約については法律などの専門的な知識がない委員が多いため、できれば専門的な知識を持った方に参加して頂き、規約改定のみを検討する委員会を立ち上げてほしいと理事会に諮りました。

その理事会の承認に時間がかかり、第2回総務委員会会議を開催するにも議題が決められない状態があったため、総務委員会の会議としては今の所1回開催のみとなっております（2月16日現在）。

その後「規約検討委員会」の発足が承認され、令和2年11月19日に第1回規約検討委員会会議を開催いたしました。

議題

1. 仮称定款改定委員会の名称について
2. 委員長・副委員長の選出について
3. 役員選任規定について
4. 定款改定について

今後は規約検討委員会で定款等の改定について検討されますので、総務委員会としましては

- ・会員制度の今後のあり方
 - ・総会時、代表社員への旅費支給について
 - ・個人会員の総会への関与について
 - ・ブロック制の検討
 - ・ホームページの更新管理について
- 等を検討していく予定です。

<獣医事対策委員会>

獣医事対策委員会 委員長 中山 聡太郎

今年度の獣医事対策委員会では、Web会議での検討としてコロナ禍における獣医師倫理向上、獣医事問題の啓発をWebセミナーの積極的な活用により行うとしました。

中でも愛玩動物看護師法への完全施行により動物病院における認定動物看護師と愛玩動物看護師、獣医師のチーム獣医療が期待されますが、日常診療において起こり得る業務内容についての問題点や、雇用者としての経営に関わる問題などを獣医事ショートWebセミナーとして準備していきたいと思っています。

日小獣のホームページ上にて会員の方にもいつでも視聴可能な形で掲載いたします。

委員会では近年Webでの診療を行うオンライン診療についても検討しており、各自治体により対応が異なっている現状が見られる為、各関係部署、団体等との連携も含め対応していきます。

この様なインターネット上での獣医療法、獣医師法や薬事法に関わる問題も増加傾向にあると考

えられますので会員各位からの報告など情報収集を行い迅速な対応をしていきます。

コロナウイルス感染症収束が見えない状況ですので例年行っている地方獣医師会、大学等での獣医事講演会、顧問弁護士による法律相談等も会場を使用しての開催が困難な場合、依頼があればWebセミナーとして対応していきます。

その他委員会では薬事、獣医事問題への対応を継続的に行い、可能な限りWeb会議を含め適時必要に応じて開催し対応していきます。

<学術委員会>

学術委員会 委員長 北澤 浩一

学術委員会はコロナウイルスの影響で当初開催予定であった講習会の開催を断念しておりましたが、中日アド企画様の協力でオンラインセミナー形式での開催となり、学術部会として協議を重ね、1月24日（見逃し配信1月31日）に東京大学大学院医学系研究科 宮崎徹先生の「ネコとAI MTanpak」の演題での開催を致し、多くのご参加を頂きました。今回は日小獣への入会促進の機会としてもと捉え、非会員の参加も案内を致しました。

今後の情勢にもよりますが、対面式セミナーも考慮しつつ、オンラインセミナー形式での開催を念頭に置いて検討していく事を申し送りたいと考えております。そのために今回の問題点、改善点などの協議も行いました。今後会員の先生方のご要望を広くお聞きし、より良い開催を目指したいと考えております。

<感染症委員会>

感染症委員会 委員長 加藤 憲一

感染症委員会は昨年新型コロナウイルス発生以降、HP上で動物関連の新型コロナウイルスの情報提供を行って参りました。しかしながら各地

で行っていた講習会開催は自粛せざるをえず、令和2年度はオンラインセミナーという新しい形式をとり、学術委員会と合同で（株）中日アド企画のご協力のもと、収録及び配信を行いました。

第一回感染症WEBセミナーは東京大学附属動物医療センター特任助教、茂木朋貴先生にご依頼し、「グラム染色と感染症診療と抗菌薬の世界」という演目でご講演していただきました。2/14の配信では116名の視聴参加があり、講演終了後のチャット形式による（茂木先生は画面上で音声で回答）リアルタイムの質疑応答では数多くの質問が寄せられ、予定時間で打ち切らず得ないほどでした。茂木先生におかれましてはシリーズ化についてもご内諾いただいております。

また、2/28の見逃し配信（質疑応答はなし）では、前回配信時に要望が多かったレジュメを事前配布し、67名の視聴参加がありました。

今回、初めてオンラインセミナーの配信サイドになってみて、数多くの見落としや検討・改善事項が見つかりました。また、オンラインセミナーの対面型セミナーに対するアドバンテージも再確認されました。今後、対面型セミナーの開催が可能になってもオンラインセミナーは選択肢として残ると思われまますので、日小獣としてのオンラインセミナーのノウハウを確立しておく必要があると考えております。

<災害対策委員会>

災害対策委員会 委員長 鈴木 淑剛

会員の皆様には、日頃より日小獣の活動並びに日小獣災害対策委員会の活動にご理解とご協力をいただきましてお礼申し上げます。

さて、本年度の災害対策委員会の活動ですが、コロナ禍の影響を受け、委員会はWEB上で開催させていただきました。

令和2年度7月豪雨では、2名の会員の病院が床上浸水を受け、それぞれに日小獣としてお見舞金をお支払いさせていただいております。

被害を受けられた先生方にはあらためてお見舞

い申し上げます。

近年、毎年のように風水害で被害に遭われる方がいる中、日小獣としても災害対応の在り方やご報告について少し整理すべき課題が明らかになってきました。

上田会長の、「被災を受けた会員に対して何もできないでは、日小獣の存在意義が問われる」という考え方を基本とし、今後早急にこの課題へ対応をしてみたいです。

引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

<動物愛護・社会福祉委員会>

動物愛護・社会福祉委員会 委員長 稲庭 瑞穂

今年度、新型コロナの影響で委員会はLINE・zoomを活用して4回の委員会を災害対策委員会と合同で開催しましたが、直接会ってコミュニケーションを取ることができないということを想定していなかったため、スムーズな意思疎通ができなかったと感じています。今後も今までのような会議は難しいと思われるのでどのように意思疎通をしていくかが大切になってくると思います。

令和2年度補助犬助成申請者数は184名となりました。

内訳は

盲導犬	150頭
聴導犬	20頭
介助犬	14頭

以上です。

<JSAVA ニュース担当>

JSAVA ニュース担当委員会 委員長 村井 厚士
担当委員：菊崎友隆(福島県)、棚野康司(大阪府)、
村井厚士(広島県)

会議の開催

第1回：令和2年7月7日 午後1時～3時

第2回：令和2年11月2日 午後1時～3時

第3回：令和2年12月16日 午後1時～3時

第4回：令和3年3月17日 午後1時～3時

会議は、4回全て新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ZOOM利用によるWEB会議とした。

JSAVA ニュースの発行

169号 2020年7月末

170号 2020年11月中旬

171号 2021年年頭

172号 2021年4月初旬(予定)

動物看護師を募集される先生の 連絡をお待ちいたします

本会では、ホームページ、JSAVA ニュースに動物看護師募集記事を無料掲載致します。

是非、ご利用いただきたくお願い致します。また、新たに動物看護師採用予定の先生は、下記の事項を本会事務局までお知らせ下さい。

記

*病院名：

*住所：

*院長名：

*担当者名：

*TEL：

*FAX：

*メールアドレス：

*募集人数：動物看護師 名

*印は必ずご記入ください。

掲載申し込みはFAXまたはメールで日小獣事務局 谷浦宛 お送り下さい。

FAX：03-5843-7549

メール：jsavainfo@jsava.org

ホームページでの掲載期間は原則3カ月とします。

動物の為の漢方薬4

日本獣医中医薬学院 西依 三樹

<はじめに>

人も動物も高齢化が益々進む昨今、動物の高齢期に合わせたサプリメント剤が多く見受けられる様になりました。グルコサミンやコンドロイチンなどの関節系、白内障の進行予防、皮膚疾患系、泌尿器系、循環器系などに対して発売されており、また1剤で他疾患に適応できるものも散見します。今回サプリメント剤ではありませんが高齢期に診られる多くの諸症状を1剤でカバーする漢方薬をご紹介したいと思います。局方の薬ですので動物保険も保険会社によって差はあるものの利用することが出来るためオーナーにとっても我々獣医師にとってもメリットの大きい薬だと思えます。

「先生、うちのモモちゃん13歳超えた頃から腰や膝が弱くなって歩きたがらないし、特に最近寒くなってきたら外にも出たがらないのよ、毛が薄くなってきたせいもあるかしら。無理に連れ出そうとして抱っこすると、どこか痛いのか怒るしね、白内障で視力も落ちてきたみたいで急に触るとビックリするし、耳も遠くなってね、前なら帰宅すると玄関まで迎えにきてくれたのに最近では知らん顔、でね、オシッコしてトイレから出た後も滴滴と垂らしちゃうし大きい方も歩きながらポロンって時々出ちゃうのよ、歯石も酷くて口臭も強いし歯もぐらついてきて、これって歳のせいかしら」

高齢期のワンコの飼い主からこういった相談は日常診療で結構多いのではないのでしょうか。各々別の病気のようにですが、中医学ではこれらは全て腎の弱り（腎虚）の症候として捉えます。即ち病の大元は腎と言うことになります。西洋医学は局所治療に長けているのに対し中医学では諸症状に関連性を見つけ病の大元治療をすることができます。中医学で言う腎は勿論腎臓のことを指しますが西洋医学の腎臓の概念とは全く異なった役割を生体で担っています。

<腎の生理機能>

1. 蔵精：精には先天の精と、後天の精があり両者共に腎に蔵すると考えられています。
 先天の精とは両親から受け継いだもので主に生殖と関係し、後天の精とは飲食及び臓腑生理活動によって精成された基礎物質であり両者合わせて成長、発育、生殖を担います。
2. 水主：水分代謝を担いますが特に重要なのは尿の生成、排泄であります。
3. 納気：呼吸は肺が司っていることは中医学でも同様ですが、息を吐くのは肺、吸う力は腎の納気作用が大きく関与しています。

<腎の関連器官など> : <腎虚での症状>

1. 骨格 : 骨・関節の発育遅延、骨格形成不全など
2. 泌尿器系 : 多尿、乏尿、尿漏れ、尿閉、前立腺肥大など
3. 排便 : 便秘、下痢
4. 耳 : 難聴など
5. 腰・膝 : 椎間板ヘルニア、坐骨神経痛、腰痛、膝蓋骨脱臼など
6. 不安・驚き・怖がり : 不安症など
7. 歯・唾液 : 歯牙欠損、不正咬合、唾液不足、脱歯、口臭など
8. 水晶体 : 白内障など
9. 被毛 : 耳介脱毛～全身性脱毛など

腎の弱りからくるこれら器官の諸症状に対し、腎を強めることで症状を緩和していく漢方薬を補腎薬と言います。局方処方エキス剤で代表的な補腎薬に六味丸（六味地黄丸）、八味丸（八味地

黄丸)、牛車腎気丸があります。多くの製薬会社から販売されており人医において汎用されている漢方薬です。

六味丸は、{地黄、山茱萸、山薬、沢瀉、茯苓、牡丹皮}の6つの生薬から構成されています。六味丸に{桂皮と附子}を加えたものが八味丸、さらに八味丸に{車前子、牛膝}を加えたものが牛車腎気丸となります。

<3剤各配合成分の効能及び効果>

熟地黄：腎を強め遺精、多飲、腰の怠さ、下肢無力、目のかすみ、耳鳴り、難聴、白髪などに効果

山薬：腎を強め頻尿、遺精、下痢、咳などに効果

山茱萸：腎を強め頻尿・腰膝の怠さ、インポテンツ・尿失禁などに効果

茯苓：利尿（利尿）により尿量減少、下痢、浮腫、身体の怠さなどに効果。他にも精神安定、動悸、不眠に効果。

沢瀉：利尿（利尿）により、尿量減少・浮腫などに効果

牡丹皮：身体の火照りや逆上せを抑える

桂皮：補陽（身体を温める）して四肢の冷え、腰膝無力、ED、頻尿、腹部冷痛、冷えや湿気による関節痛、腰痛などに効果

附子：補陽（身体を温める）して四肢の冷えや湿気による関節痛、腰膝の無力などに効果

車前子：かすみ目、排尿痛、排尿困難、角膜混濁、目の充血、白内障、咳などに効果

牛膝：強筋骨、腰膝の関節の怠さや痛み、血尿、排尿困難、排尿痛などに効果

<3剤の効能及び効果>

局方処方箋の効能効果については製薬会社によって多少違いはありますが、配合薬性によって概ね以下の諸症状となります。

1. 六味丸

疲れやすくて尿量減少又は多尿で、ときに口渇があるものの次の諸症：

排尿困難、頻尿、むくみ、かゆみ

2. 八味丸

疲労、倦怠感著しく、尿量減少又頻数～増大、夜間多尿、口渇し、手足に交互的に冷感と熱感のあるものの次の諸症（腎炎、糖尿病、陰萎、坐骨神経痛、腰痛、脚気、膀胱カタル、前立腺肥大、高血圧、動脈硬化、萎縮腎、老人性湿疹）

3. 牛車腎気丸

疲れやすくて、四肢が冷えやすく尿量減少又は多尿で時に口渇がある次の諸症状

下肢痛、腰痛、しびれ、老人のかすみ目、かゆみ、排尿困難、頻尿、むくみ

<動物における3剤の応用疾患>

私が臨床でよく用いるのは高齢や虚弱な個体の次ぎの諸症状です。

椎間板ヘルニアなどによる腰痛、坐骨神経痛、痺れ、神経麻痺。股関節、膝関節の弱りや緩み。尿漏れ、排尿障害、便秘、白内障、糖尿病、クッシングからの諸症状、難聴、皮膚疾患、小児期における骨格形成不全など。

*上記諸症状が複数でも単体であっても高齢期、小児期に拘らず体質的に虚弱な個体であれば使用できます。但し胃腸の弱い個体には注意が必要です。

<主な副作用及び注意事項>

1. 3剤共に胃腸障害です。特に腰痛症などNSAIDを使用しているケースで漢方薬に変更あるいは併用する場合や胃腸虚弱な個体に下痢などの消化器症状が発現しやすいので服用開始時半量から始めるか止瀉薬等を合わせておくことをお勧めします。
2. 八味丸、牛車腎気丸では附子などの温性の強壯薬が配合されているため若く体力の充実した個体には向いていません。
3. また人において稀ですが牛車腎気丸において間質性肺炎・肝機能障害も報告されています。

<六味丸症例>

パグ 16歳 避妊メス 体重7.3kg
経過：2017年3月初診

後肢不全麻痺 椎間板ヘルニア疑い。両膝膝蓋骨脱臼グレード2

白内障、歯周病、顔痒がる。鼻鏡の乾燥、暑がり

2017. 4月(13歳)より六味丸を処方してから1ヶ月くらいで足腰が安定、鼻鏡部の乾燥や顔の痒みも良化。初診時4月の一般生化学スクリーニング検査においてGPT 98 u/l ALP 2451 u/lで高めであったが以降安定。腎系統はSDMA 11 μg/dl BUN 17 mg/dl. CRE 0.7 mg/dl 正常 3年以上服用して現在16歳になっても歩行良好、肝腎数値も変わらず安定している。白内障はやや進行している感はあるものの視覚障害認めず。

<まとめ>

各薬剤とも六味丸をベースとした補腎薬です。八味丸の効能効果が多く挙げられている様に思われますが、効果は共通している部分が多いです。大きな違いは桂皮と附子が配合されているかいないかという点です。六味丸以外の2剤には桂皮と附子が配合されています。この2剤は補陽剤と言われ身体を温める作用を有します。使い分けの目安として腎虚の症候で暑がり個体には六味丸を、寒がりなら八味丸或いは牛車腎気丸といったように選薬します。症例のパグは暑がりの為、六味丸を選薬しました。また八味丸と牛車腎気丸の使い分けは眼や排尿困難、排尿痛、筋骨の強化作用を更に期待するなら牛車腎気丸をとというような配合になっています。

効能効果を読まれて気がつかれた方もいらっしゃると思いますが、どの薬剤も尿量減少又は多尿と相反する症状をうたっており尿量の調節及び膀胱の機能調節の効果を有しているのです。3剤共に西洋薬での利尿剤の効果を有する利尿薬の茯苓と沢瀉が、また過剰な利尿を抑える固渋薬として山茱萸や山薬が配合されています。尿量が減少し余分な水分によって浮腫などがある個体には尿量を増やし、逆に多尿、頻尿、尿漏れには抗利尿作用、抗尿漏れ効果を有します。ここで配合されている利尿剤は利尿剤のように過度に利尿して脱水をきたすような強い作用はありません。穏やかに余分な水分のみを排泄させる生薬ですので生体

に無理をかけることなく長期服用が可能です。

冒頭で高齢での諸症状と記しましたが、腎虚とは高齢期に限ったことではありません。

腎は骨格や歯など成長と関わりが深いので六味丸は元々小児科の発育遅延に用いられている薬です。五軟五遅といって五軟は頭軟、項軟、手足軟、肌肉軟、口軟、五遅は立遅、行遅、髪遅、歯遅、語遅といった小児の発育不全、発育遅延に処方される漢方薬でもあります。例えばチワワの泉門の閉鎖不全、後頭孔形成不全などは頭軟であり、環軸脱臼などは項軟と言えるかと思います。他にも小型犬に多く診られる歯の形成障害(歯遅)、禿毛(髪遅)、脊椎形成不全、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全など(立遅、行遅)適応症は多くあると思います。成長期であれば先天疾患と諦めず、少しでも改善の後押しができるのでしたら是非処方頂きたいと思います。味については3薬とも甘みがあるので犬では飲みやすいと思います。猫であればチュール等に混ぜて与えて頂ければと思います。

今回ご紹介させて頂いた漢方薬は即効性と言うよりも穏やかに効果を発現或いは病の進行を抑えていくタイプのものです。胃腸障害以外はあまり副作用を気にせず長期服用頂ける物です。冒頭からサプリメント的なご紹介してご批判を受けそうですが、まずは漢方薬を一般診療に取り入れて頂きたいという思いから敷居を低くする表現となりました。ご理解頂きたく思います。

先生は日小獣ホームページに最近アクセスなさいましたか？

URL : <https://www.jsava.org/>

ユーザーID : Unhs

パスワード : Yjkj2170

QRコードからアクセス→



獣医療に関する法律ひろば

みらい総合法律事務所 小堀 優

こんにちは。弁護士の小堀です。

今回は、カルテの記載内容の重要性について、お話をさせていただきます。

来月、獣医師の皆様向けの講演会があり、その準備のために最近の獣医療過誤事件を調べてみました。そうすると、「説明義務」が争点となる事案が様々ありました。

説明義務違反に関する飼主の主張を、いくつか紹介します。

＜近時の獣医療過誤訴訟において、原告（飼主）が主張した説明義務違反の例＞

- ・ 犬（チワワ）の無麻酔下での歯石除去治療のデメリットを説明する義務を怠った（東京地判R1.11.29）。
- ・ 死期が迫っていた犬を自宅での治療に切り替えるか否かを決定するために必要な情報として、犬の病状を正確に説明することを怠った（東京地判R1.9.13）。
- ・ イソフルラン及びプロポフォールを投与するに先立ち、飼主である原告に対し、本件犬に麻酔を使用すること、その目的や危険性等に関して説明する義務を怠った（同）。
- ・ 猫に麻酔剤を投与して全身麻酔をかけた上で患部を切開してペンローズドレーンを挿入すること（切開治療）を説明する義務があったにもかかわらずこれを怠り、これらの治療を飼主の同意を得ることなく実施した。これにより本件猫の治療方法に関する飼主の決定権が侵害された（東京地判H29.7.12）
- ・ 子宮全摘出術を受けた犬を退院させるに当たり、飼主に対して、仮に犬の血液検査の結果が改善されていても、入院中に食欲が

戻らなかった犬については退院翌日になっても食欲がない場合は再来院する等の説明をすべき義務を怠った（京都地判H29.1.12）

- ・ 無麻酔で開口器を使用してウサギの臼歯切断を行う方針であることを十分説明し、上記治療方針について飼主の了解を得た上で、その了解に基づいた処置を行うべき義務を負っていたにもかかわらず、これをせず、飼主の了解も得ずに処置を実施した（東京地判H28.6.16）。

飼主は、ペットにいかなる治療を受けさせるかを決める権利（自己決定権）を有しています。これを獣医師からみれば、飼主がいかなる治療を選択するかにつき必要な情報を説明すべき義務があるとされています。

そして、獣医師が説明すべき内容としては、飼主がペットにその治療方法を受けさせるか否かにつき熟慮し、決断することを援助するに足りるものでなければならず、具体的には、当該疾患の診断（病名、病状）、実施予定の治療方法の内容、その治療に伴う危険性、他に選択可能な治療方法があればその内容とメリット・デメリット、予後等に及ぶものと考えられています。

そして、獣医療過誤をめぐる紛争では、獣医師が行った治療行為の相当性（医療過誤の存否）に加え、付随的な論点として、原告（飼主）が獣医師の説明義務違反を主張することが、しばしばあります。裁判において、仮に治療行為の相当性（医療過誤の存否）が認定されなかったとしても、説明義務違反が認定された場合には、原告（飼主）の主張が一部認められたこととなりますので、説明義務違反は重要な論点となります。

説明義務違反の主張の典型例としては、「飼主の同意を得ず、勝手に☆☆☆という処置を行っ

た。」「手術のリスクについての説明を受けていない。もし仮に、そのようなリスクがあることの説明を受けていれば、手術を依頼しなかった。」等という主張があります。

もし仮に、皆様の動物病院でそのような主張がなされた場合、「言った／言わない」ということになり、反論に窮することはないでしょうか？

このような説明義務に関する紛争を回避する方策としては、「同意書の取得」と、「カルテの記載を充実させること」が挙げられます。

皆様も、手術の際には、「同意書」を取得していると思います。そして「同意書」には、手術名や手術のリスク、メリットやデメリット、予後、価格等を記載する先生もいらっしゃると思います。この「同意書」は、後に紛争になった場合に、獣医師が適切な説明をしたこと、および飼主がその説明を聞いて理解し、手術を依頼したことの証拠になりますので、説明義務を履行したことを裏付ける重要な証拠になります。

これに加えて、「カルテの記載」を充実させることは、日常の診療活動において説明義務を履行したことを証明する重要な証拠になることが多いです。

獣医療過誤訴訟において、カルテは極めて証拠

価値の高い証拠として扱われています。このカルテに、確定診断に至る過程（除外診断の履歴）に加え、診療方針のメリット・デメリット、飼主に対して説明した内容や、そして説明に対する飼主の反応等を記載しておく、獣医師がどのような過程を経て病名を特定し、飼主に対して説明をしたのか、そして、飼主の同意を得て処置を講じたことについて、明確に記録として残ります。

実際に、当職が獣医師の先生方から相談を受けた際も、カルテの記載が充実している先生の事案では、飼主の主張に対して、証拠をもって明確に反論をすることが可能です。逆に、カルテの記載が不十分な場合には、弁護に苦戦することもあります。

このように、カルテは診療活動全般に用いる重要な証拠となります。そのため、飼主に対して説明した事項についてカルテに記載しておくことは、単なる備忘録にとどまらず、獣医師の皆様を紛争から守る武器になるといえます。

日常の診療活動において多忙を極める際には、ついつい、カルテの記載が薄くなることもあるかもしれません。しかし、カルテの記載内容は、先生方にとって大切な証拠になりますので、飼主に説明した事項等について記載することを、是非意識していただけると幸いです。



みらい総合法律事務所

獣医師のための法律相談

- 獣医療過誤
- 飼い主との間のトラブル・クレーム対応
- 従業員との間の労働問題
- 獣医療広告のチェック
- 事業承継、M&A・・・動物病院を運営するにあたって、お困りではありませんか？

獣医療に精通した弁護士が、獣医師が直面する、様々な法律トラブルに対応致します。

みらい総合法律事務所
〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目3番
麹町プレイス2階
TEL:03-5226-5755 / FAX:03-5226-5756
<https://www.mirailaw.jp/>

弁護士 西尾孝幸
弁護士 小堀優

法律相談・セミナー等
全国のご相談を承ります。

会員投稿：犬のノズル付きボトル型給水器について

かわの動物病院 川野 倫也

犬は離乳して成育すると、舌を裏側に折り曲げて、水をすくいあげて水栓を作って飲みます。

犬はノズル付きボトル型給水器では必要な量の水を飲むことができません。

しかし、ペットショップで子犬を購入する時に飼い主はノズル付ボトル型給水器と一緒に買わされています。動物の専門家であるペットショップの人はこのような給水器を売りつけて、はずかしくないのかと思います。成犬になってもずっとこの型の給水器で水を与えている飼い主もいます。

獣医師の先生方には、犬の水の飲み方を知っている獣医師の立場ではなく、犬の水の飲み方を知

らない飼主の側に立って、このことについて考えてもらいたいと思います。

私は犬用にノズル付ボトル型給水器の販売はやめた方がよいと思っています。



考えたくないですが・・・

もしも、先生のご両親様が 要介護状態になったら・・・

日小獣には、ご両親様の介護状態の時に先生の経済的補償を行う制度があります。

詳しくは、下記までご連絡ください。

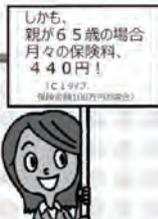


メットプランニング株式会社
MET PLANNING

Met Planning Co., Ltd.

大阪市中央区南船場1-3-14
ストークビル南船場706

電話 06(6271)3321
FAX 06(6271)3320



掲載広告募集

JSAVAニュースに広告を掲載しませんか？

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

一般社団法人日本小動物獣医師会事務局

〒105-0004 東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階

TEL (03) 5843-7548 FAX (03) 5843-7549

小動物医療機器の
パイオニア

創業
75年

診察台・手術台
ケージ・各種医療機器
開業セミナー・コンサルティング

株式会社 本郷いわしや

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目2番8号 TEL:03-5800-1848 FAX:03-5800-2225

本郷いわしや

検索

最近の獣医師賠償責任保険の対応報告

ファイナンシャルプランナー メットプランニング株式会社 大下 眞司

獣医師賠償責任保険も発足7年を経過し、会員様の間に定着した感があります。過去1年間の保険金請求事案を見てみますと、今年度はコロナ禍の影響も多少受けていると思われるのですが、事故件数が減少傾向をたどってきました。しかしながら今年に入って、再び事故件数と請求金額も増加傾向となってきております。過去の保険金支払い状況を別表にまとめてみました。今年度の5カ月で支払済みの事案は過去最低になっておりますが、賠償請求は既に3件合計約100万円程度を受け付けている状態ですので、コロナ禍終息後の患者数の増加に伴う推移を見守っております。

○最近の事故の傾向について

ここ数年続いている傾向としては、1件当たりの支払保険金の高額化と訴訟事案の増加があげられます。患者様どうぶつに関しては死亡の場合よりも、後遺障害による生涯加療の必要な事故の場合の支払保険金が当然高額になります。また、患者様ご家族の感情的な行き違いに訴訟事案が絡

まって先生方の日常業務に支障が生ずる場合、SNSなどの媒体による風評被害の問題もあり、先生方はできるだけ早期の解決を当然ながら希望されておられることをひしひしと感じることがあります。このような声に少しでも答えるために、私達も保険会社と連携し日々研鑽を重ねていく所存でございます。

○事故がもし起こってしまったら

まず、お相手の方とはすぐに示談をしないで、できるだけ早く保険会社のフリーコールにご連絡ください。私の電話に直接連絡いただく先生もいらっしゃいますが、もちろんそれでもかまいません。私の携帯をご存じない先生方は、事務局にご連絡いただきましたら私の方から折り返し連絡させていただきます。その際、いわゆる5W1H(いつどこでどなた様がどのようにされたか?)をお尋ねいたします。ご動揺されておられるかもしれませんが、できるだけ詳細にお話してください。その後の対応方法を詳しくご案内申し上げます。

獣医師賠償責任保険支払状況（訴訟費用案件を除く）

	支払件数	支払保険金
令和2年10月～令和3年2月末現在	1	89,840
令和1年10月～令和2年9月	3	1,023,960
平成30年10月～令和1年9月	2	142,639
平成29年10月～平成30年9月	2	1,208,322
平成28年10月～平成29年9月	6	3,010,904
平成27年10月～平成28年9月	4	315,078
平成26年10月～平成27年9月	5	1,655,894
平成25年10月～平成26年9月	8	1,122,767

他の賠償責任保険に重複加入されておられる場合案分して支払われることとなります。実際に受け取られている保険金は、上記金額よりかなり大きな金額になっていると推定されます。

最近の主な支払事由

- ・避妊手術完了後、休息中に嘔吐し食道が詰まり死亡。
- ・入院中の犬を散歩中に、病院の輸血犬がかみついた。
- ・膀胱結石をカテーテルで粉碎、帰宅後に体調悪化し死亡した。
- ・爪切り中に誤って背骨を折ってしまった。

ニュース & インフォメーション

新規入会会員（敬称略）

入会日：2020/12/1～2021/02/28

所属	氏名	〒・住所	院名	電話
(公社) 仙台市獣医師会	中田 朋孝	〒981-3201 仙台市泉区泉ヶ丘 5-28-19	パセリ動物病院	022-372-0870
(公社) 群馬県獣医師会	斉藤 高行	〒370-2333 富岡市中高瀬 117	さいとう動物病院	0274-64-0854

動物看護師を募集している病院

東京都

田中ペットクリニック

所在地：杉並区高円寺南 4-2-9

院長名・担当者名：田中 稔

TEL：03-5306-5122

FAX：03-5306-0385

メール：tanakapetclinic@gmail.com

兵庫県

にしのみや動物病院

所在地：西宮市津門大塚町 7-1-102

院長名・担当者名：佐伯 和弘

TEL：0798-35-2688

FAX：050-1191-4979

メール：kazuhirosaeki@frontier.hokudai.ac.jp

愛知県

けい動物医療センター

所在地：名古屋市千種区末盛通 1-23

院長名・担当者名：佐野 亨

TEL：052-757-2133

FAX：052-757-2134

メール：kamc@rapid.ocn.ne.jp

大阪府

レオ動物病院

所在地：大阪市西淀川区歌島 2-1-7

院長名・担当者名：寺井 敬

TEL：06-6477-7130

FAX：06-6476-1055

メール：reoah@miracle.ocn.ne.jp

『会員の声』 原稿募集

総務委員会では、会員の皆様に誌面作りに参加していただくために『会員の声』のコーナーを設けております。身近な情報、意見などを奮ってご投稿下さい。原稿は4枚前後（1ページ22字×22行）で執筆して下さい。

なお、個人または特定の団体等を中傷する内容等の原稿、また匿名の原稿は受け付けません。

原稿送付先 〒105-0004

東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階
一般社団法人日本小動物獣医師会

編集後記

今回の編集後記はJsavaNews編集委員として最後の編集後記である。最後にふさわしい内容を執筆しようと思っていたが、この編集後記を書いている時点で未だ新型コロナの感染拡大は完全収束に至っていない。

この問題の解決遅延要因のひとつとして、新型コロナ感染症に対する国民一人一人の考え方に統一性がないことがあげられる。また、このウイルスに関する科学的知識の不足やこの問題を政治的解釈（社会科学的思考）でとらえすぎることが完全収束遅延の原因になっているのではないだろうか。さらに、このウイルスの有害性についての理解や感染についての予測力が欠如していることもその要因であると思う。国は重症化しやすい人のタイプとして、成人病やがん患者等、既往歴のある人ならびに高齢者のみを上げている。確かにそのような経緯のある人は当然気を付けていかなければならないが、それ以外の人が重症化しない保証はどこにもない。この感染症の危険性を考える上で、自分の親や親族が重症化する可能性を考えたことや自分が感染した後、本人が無症状であっても他人に感染を広げるかもしれないことを想像する（イマジネーション）ことが感染拡大防止上、最も重要なことと思う。

話は変わるが、1980年12月8日自宅前で射殺されたジョン・レノン。その最後のインタビュー記録映画である『ジョン・レノン最後の週末(2020)』の中で、「自分や愛する人を犠牲にする問題に向かっていくことを恐れない人、すなわちジョンのような人が今、必要なのだ」とそのインタビュアーは結論している。

おそらくこの当時の問題という言葉は反戦運

動（ベトナム戦争）のことを指していると思うが、今回の新型コロナウイルス感染症も多くの犠牲者が出た点では同じなのではないだろうか。もし、ジョン・レノンがこの世に生きていたとしたら、世界中の人々に家族を守るメッセージを送ってくれていたかもしれない。

帰ってきた隅田川の一寸法師

2020年はコロナウイルスにより、今まで経験したことのない様々な影響を受け生活様式の変更が求められました。私自身の動物病院でも受付には感染防止のための透明ビニールシート、手指消毒用のアルコールの設置、院内の換気を心がけるとともに待合室が混み合うときには院外での待機をお願いするなど、これまでとは違う対応や心配りが必要になりました。学術関連の学会や勉強会もオンラインセミナーになり人と会う機会がなくなってしまい、去年は一度もネクタイを締めることがありませんでした。普段の生活でもできるだけ外出を控え、ソーシャルディスタンスを保ちマスクが手放せなくなりました。さらに外出をする機会も減りました。こういった点を考えるとずいぶんストレスの多い生活を余儀なくされていると思います。しかしながらオンラインセミナーは決められた期間中いつでも見ることができるため自分の都合の良い時間に利用できます。パソコンやタブレットを利用してのオンライン受講も慣れれば結構便利に感じます。外出を控えていると言っても十分な感染対策を行った上で古くからの友人に会う機会も持てました。また、スポーツジムへ行くことはなくなりましたが、自宅での筋トレや早朝ランニングなど体がなまらない程度の運動は行っています。さらには外出をしなくなっ

たとはいえ（外食と言うより飲みに行く機会です）、各地の名産をお取り寄せし、ちょっと良いお酒とともに自宅で楽しんでいます。要は気持ちの持ちようで自分の状況を受け入れ順応していくことでストレスを最小限にする事ができるように思います。

私自身の今年の新たな生活の基準は「疲れないこと」です。身の回りも自分に心地よい物を残しストレスを排除する、自分を救うのも苦しめるのも自分と考え、思い込みをせず視点を変えることで少しでも快適な生活を送りたいと思っています。

年中ロクハンのいちびりダイバー

「地域猫活動」と言われるものが始り全国に普及して、もう10年以上が経過しています。しかし、活動が終了したという情報は、どこからもないと思います。避妊・去勢手術をして猫を増やさないと、増えなければ減りますので、10年以上になれば、猫がいなくなったという声があってもおかしくないのですが、所詮「絵に描いた餅」のような気がします。

地域猫活動については、環境省発行のガイドブックにも記載されていますが、「避妊・去勢手術をして、一代限りの生を全うさせる」ということに、違和感があります。意味は分かりま

すが、「1代限りの…」という表現を加えた意図が理解できません。言葉にされると、動物の生きる意味の一部を失うことが明確になり、動物愛護からかけ離れる印象があります。

また、避妊・去勢手術のウエイトが大きくなりすぎている感があります。避妊・去勢手術は地域猫活動の中の一段階でしかあらず、環境省に問い合わせたところ、「地域猫活動で一番重要なのはルール作り」という回答を頂きました。ところが、ルールも作らず手術をされているケースが増え、避妊・去勢手術＝地域猫活動になることを危惧しています。

「TNR（トラップ・ニューター・リターン）」についても、ガイドブックに書かれていますが、TNRは地域猫活動を進める中での手段で、単独で行うことではありません。ところが、愛護団体等の団体により、全国各地で、無差別に多数の猫を1カ所に集めて、一気にTNRが行われています。設備の無いところで多数の手術が行われますので、衛生面、手技等においても、無料だから何をしても良いのかと憤りを感じます。

捕獲器による捕獲も一般的になっていますが、罠で捕まえるという行為が動物愛護の下で行われていることには疑問があります。とても、共存を考えているとは思えません。「殺処分0」に注目が行き、共存という目的が、薄れている気がします。

伊之助



J S A V A NEWS No.172

編集発行 一般社団法人日本小動物獣医師会

〒105-0004 東京都港区新橋5-12-2 鴻盟社ビル5階

TEL (03) 5843-7548 FAX (03) 5843-7549

印刷 株式会社 文洋社

動物の個体識別・飼主発見・健康管理に最適

NITTOKUスマートチップII

極小サイズながら世界最高レベルの性能と最先端のメモリ機能

日本製

特長 極小マイクロチップ(世界最小クラス)
I 更に高性能化、低痛化

φ1.5×8mm
※ISO11784 / 11785 準拠
他社のリーダーでも固有IDが読み出せます

高精度でスムーズな
医療グレードのインジェクタ

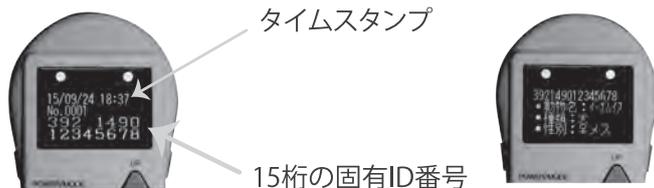
国内最小径※1
低痛バックカット針
※1: 2020年1月現在当社調べ

スクリュー式ワンタッチ
保護キャップ

特長 II ペットを守る
ユーザーメモリ機能

特許出願済

15桁の固有ID番号だけでなく、緊急連絡先、予防接種日などのデータを書込み・更新できます。



【ペット状態管理】

種別、性別、名前、ワクチン種類、接種日、フィラリア予防接種日(犬)、狂犬病予防接種日(犬)、連絡先電話番号 等

特長 III 個人情報の流出防止
セキュリティ機能

特許出願済

書き込み情報は、パスワードにより保護

(3階層による認証)

- ①PCとハンディターミナルとの接続認証
- ②PCからハンディターミナルへの書き込み認証



- ③ハンディターミナルからNITTOKU スマートチップIIへの書き込み認証





ファルミナ ベットライフ

犬と猫の幅広い食事管理が可能になります



ペットが喜ぶ味と同時に適切な栄養を供給

